

島根県民間社会福祉事業従事者互助会 令和5年度 事業計画

1. 運営委員会

年2回開催し、事業計画・予算・決算その他必要事項について審議決定する。

2. 事業

(1) 会員の退会給付に関する事業

規程により退会者に退会給付金を交付する。

(2) 会員の慶弔、傷病、災害、還暦、資格取得、勤続及び退会に対する給付に関する事業

規程により給付事項に該当する会員へ給付金を交付する。

(3) 健康管理援助事業

令和5年度に満35歳以上の年齢に達する者(協会けんぽ生活習慣病予防健診対象者)に対し、人間ドックまたは生活習慣病予防健診の受診料補助を行う。

①人間ドック受診料補助事業

幅広い年代に確実な受診機会を提供するため、35歳～75歳まで5年ごとに、希望者全員に対して補助を行う。

対象者：35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳、75歳の会員
補助額：40,000円

②生活習慣病予防健診受診料補助事業

対象者：人間ドック受診料補助対象者を除く会員
補助額：5,282円 ※協会けんぽ生活習慣病予防健診の自己負担最高額
※令和5年度引き下げ(令和4年度まで7,169円)

【健康管理援助事業補助対象者数・補助額】

区分	対象者	申込者	申込割合	補助額	金額
人間ドック	1,222	957	78.3%	40,000	38,280,000
生活習慣病予防健診*		4,505		5,282	23,795,410
合計		5,462			62,075,410

※令和5年3月9日現在

(4) 医薬品斡旋事業

家庭用常備薬等を会員へ年3回斡旋する。

第1回(6月ごろ)：株式会社アーテム

第2回(10月ごろ)：白石薬品株式会社

第3回(1月ごろ)：株式会社諒和

3. 事業内容の周知

全加入事業所及び会員に対して、事業案内を配布するとともに、ホームページ等により事業内容の周知を図る。(参考資料)

4. 加入促進活動

本会加入のメリット「福利厚生充実による福祉人材の確保・定着」をPRするため、県社協通信(広報紙)などを活用して加入促進活動を展開する。

5. ソウェルクラブ島根の運営

(1) 会員交流事業の実施

県内の会員及びその家族のための旅行や、イベント等の会員交流事業を実施する。
※新型コロナウイルス感染症対策の状況により、事業内容を判断する。

(2) 全国会議等への参加

(3) 加入勧奨

互助会封筒裏面にソウェルクラブの広告を印刷し、互助会加入施設へのPRを行う。
また、県社協通信に広告を掲載し、県社協会員施設への加入を促す。

【参考】県内加入数

令和4年2月末現在			令和5年2月末現在		
会員数	加入 法人数	法人 加入率	会員数	加入 法人数	法人 加入率
594人	15法人 (県内266法人)	5.6%	614人	15法人 (県内266法人)	5.6%

6. 全国民間社会福祉従事者共済連絡協議会（全福共）への加入

引き続き、全国民間社会福祉従事者共済連絡協議会（全福共）へ加入し、会議等へ出席するほか、団体運営にあたって必要な指導を受ける。

7. 資産運用の外部委託

本会における掛金の集金及び資産の自己運用が金融商品取引法の規制対象となることから、平成25年度から信託契約を行っている三菱UFJ信託銀行へ引き続き外部委託を行うことにより、健全で安定した資産管理を図る。